

郡山市健康教育実施要領

平成 14 年 4 月 1 日制定
平成 17 年 4 月 1 日一部改正
平成 18 年 4 月 1 日一部改正
平成 20 年 4 月 1 日一部改正
平成 23 年 4 月 1 日一部改正
平成 25 年 5 月 24 日一部改正
[保健福祉部保健所地域保健課]

1 目的

健康増進法に基づき、生活習慣病の予防、健康増進等に資するため正しい知識の普及を図ることにより市民一人ひとりの健康についての認識と自覚を高める。

2 対象者

市内に居住する 40 歳から 64 歳までの方。

3 実施内容

実施内容は、次に掲げるものとする。

(1) 個別健康教育

疾病の特性や個人の生活習慣を生活調査や検査により具体的に把握しながら、6 ヶ月間個人に対して生活習慣の行動変容を支援する。

個別健康教育の種類は 4 種類とする。

- ① 高血圧個別健康教育
- ② 脂質異常症個別健康教育
- ③ 糖尿病個別健康教育
- ④ 喫煙者個別健康教育

生活調査・指導担当者は、栄養士、保健師とする。

検査は、①は尿中のナトリウム、カリウム、クレアチニン、②は血液の LDL コレステロール、HDL コレステロール、中性脂肪、③は血糖、血液の HbA1c、④は尿中のニコチン代謝物質濃度とし、以上の検査項目が実施できる検査機関に委託する。

(2) 集団健康教育

生活習慣病予防等に関する正しい知識の普及を集団形式で実施する。

集団健康教育の種類は 6 種類とする。

- ① 一般健康教育
- ② 歯周疾患健康教育
- ③ ロコモティブシンドローム（運動器症候群）健康教育
- ④ 病態別健康教育
- ⑤ 薬健康教育
- ⑥ 慢性閉塞性肺疾患（COPD）

担当者は、医師、歯科医師、薬剤師、大学教授、栄養士、保健師、歯科衛生士、学識経験者等とする。

4 料金

無料

附 則

この要領は、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 25 年 5 月 24 日から施行する。